

【重要】書類審査不合格となった場合の異議申立について

書類審査可否の発表は、10/14（金）17時にホームページ上で行います。

「書類審査不合格」となったすべての申請者は、評価結果に異議がある場合には**異議申し立て**を行うことができます。

異議申し立てを行う場合には、

- 1) 申請 ID
- 2) 氏名
- 3) 申し立て内容

を記述して、メールでご連絡ください。メール以外は受付できません。

異議申し立て期間は、10月15日（土）～10月18日（火）です。

異議申し立てが合理的であると判断された場合は、書類を訂正して申請することが可能です。

書類訂正期間は、10月19日（水）～10月25日（火）です。

異議申し立て後の最終評価のお知らせは、10月29日（土）に個別メールおよびホームページ上でお知らせする予定です。

申請者のみなさまは、機構からのメールが受け取れるように、メールアドレスの設定をいま一度、ご確認ください。

尚、本年度の申請を辞退される場合は、審査料を返金します。その場合もメールで連絡してください。返金方法の詳細についてはその際にお知らせします。

この件に関する問い合わせは、メールでのみ問い合わせを受け付けます。

一般財団法人 日本助産評価機構個人認証 書類不備への対応に関する問い合わせ先

メールアドレス clocmip3@josan-hyoka.jp